

仮訳

陸生動物衛生基準委員会の 2022 年 2 月会合の報告書に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、その他の専門委員会、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を示します。また、コード委員会に対し、陸生動物衛生規約(コード)改正案にコメントを提出する機会をいただいたことに感謝します。
我々は、次のテキストに対するコメントを提出します。

内容

1. 「家きん」の定義	2
2. 第 7.5 章 と畜時のアニマルウェルフェア	3
3. 牛海綿状脳症 (BSE) に係る章	4

1. 「家きん」の定義

コメント:

日本は、「家きん」の定義について、家きんとみなさない鳥を広範に定義することを認める改正案を支持しません。

はじめに、日本は、コード委員会及び加盟国に、2020年9月に、ある加盟国のペットの鳥の卸売業者が保有する飼育施設において、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) が発生し、自国内のみならず、近隣国にも感染が広がった事例、及び、2020年11月に、別の加盟国のある島に所在するホームセンターのペットショップで HPAI が発生し、島内のみならず、本土にも感染が拡大した事例に着目していただきたいと考えます。これらの発生事例は、ペットの鳥の繁殖・販売業者からのウイルス伝播のリスクは高く、動物衛生と公衆衛生の両方のリスクが懸念されることを明確に証明しています。

日本は、飼養衛生管理 (バイオセキュリティ) のレベルや特定の疫学的状況によっては、これらの業者から、陸生コードで定義されている「家きん」の集団に、ウイルスが侵入する可能性があると考えます。さらに、ペットの鳥から人への感染リスクは、ワンヘルスの観点からも重要な問題であり、効果的な疾病の発生予防及びまん延防止対策により、適切に対処されるべきです。

次に、ペットショップやホームセンターのような場所で、商業用に繁殖・販売されるペットの鳥については、その後の扱いによって、「家きん」に該当するかどうかという点で、2つの帰結があると考えます。すなわち、1つのシナリオは、ペットの鳥が、ある家庭に販売され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される場合には、現行の定義に従って、それらペットの鳥は「家きん」に該当しません。一方で、別のシナリオとして、他の家きんや家きん関連施設と直接的又は間接的に接触がある家庭に販売されたペットの鳥は、「家きん」に該当することになります。このことから、供給チェーンの上流にあるペットの鳥の業者が、下流にある家庭の家きんでの HPAI 発生の原因となることは明らかであり、このリスクは、それらペットの鳥を「家きん」に含め、より厳格な発生予防及びまん延防止措置を適用することによって低減することができます。

結論として、日本は、今回の改正案により生じる、動物及び人における HPAI 感染リスクの潜在的な増加に対して、重大な懸念を有しているため、提案された改正案を支持しません。日本としては、「家きん」の定義の文言は現行のまま維持することを求めるとともに、コード委員会に対して、なぜ繁殖・販売業者で飼育されているペットの鳥が、個人の家庭で飼養されているペットの鳥と同様に、「家きん」ではないとみなされるべきなのか、明確な説明及び詳細な根拠の提示を求めたいと思います。

2. 第 7.5 章 と畜時のアニマルウェルフェア

1) 第 7.5.20 条に対する修正提案(挿入/削除)

第7.5.20条

自由に動ける動物に対するアニマルウェルフェア上の理由から容認できない手法、手順又は慣行

1)動物の取り扱いに関する以下の行為は容認できず、使用してはならない。ただし、動物、動物取扱者及びその他のと畜工程に関係する人員の安全を確保するために必要な場合を除く。

- a)動物の尾を押しつぶしたり、折ったりすること。
- b)敏感な部分(例:目、口、耳、肛門性器部、腹)に、傷つけるようなものを使って圧力をかけたり、刺激性物質をつけること。
- c)大きな棒、先の尖った棒、金属パイプ、石、フェンスワイヤー、革ベルトなどの器具で動物をたたくこと。
- d)動物を蹴ったり、投げたり、落としたりすること。
- e)尾、頭、角、耳、手足、毛あるいは髪等、動物の体の一部だけを掴む、持ち上げるあるいは引っ張ること。
- f)チェーン、ロープ、または人間の手を含む、いかなる方法を以て、(動物の)体のいかなる部分を用いて動物を引っ張ること。
- g)f)動物に他の動物の上を歩かせること。
- h)g)敏感な部分(例:目、口、耳、肛門性器部、腹)に干渉すること。

提案理由

日本は、列挙された手順・慣行を禁止することが動物福祉の良い状況を確保するために重要であることに基本的に同意します。しかしながら、状況にかかわらずそれらを禁止することは、動物及び人間にとって危険な状況につながり、動物福祉を損なう可能性があると考えます。動物や従業員の安全確保に鑑み、絶対的に必要な場合には、列挙された取り扱い慣行を禁止すべきではありません。このような状況は、次のような場合に発生する可能性があります。

- 自由に動くことができるが、怪我、病気、非常に若齢、又は妊娠した動物を、他の動物から保護し、優先的にと殺する目的で隔離するため(第7.5.14条)
- 動物が他の動物の上を歩かないようにするため(第7.5.20条)

このため、日本は、そのような状況に対応するため、除外規定の挿入を提案します。

また、日本は、コード委員会に対して、f)を含めることについて、再検討することを求めます。f)に記載されている行為は、と畜場作業の安全のために必要な場合もあります。そのような場合には、手で直接動物をつかむのではなく、ロープなどを使って作業者と動物の間に、適切な距離をとることは、動物の恐怖心を和らげ、自発的な行動を促す効果があります。従って、この f)を、容認できない行為として含めることは、再検討されるべきです。

3. 牛海綿状脳症 (BSE)に係る章

コメント:

日本は、OIE 及び関連する専門委員会による、今般の BSE の国際基準の大幅な見直しに係る献身的な努力を多とします。BSE 関連章の採択が来年まで延期されたこと、また、加盟国からのコメントを更に検討することになったことを踏まえて、日本は、第89回総会前に提出した我が国からのコメントが、本年9月の専門委員会により確実に考慮され、対処されることを求めます。